

西成区地域ケア推進会議
令和5年度の活動から 西成区から局への意見

1.【継続】金銭管理と権利擁護の支援について	
福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援）	
認知症高齢者や単身世帯高齢者が増加する中、金銭管理と権利擁護支援が必要な人が増加しており、西成区は今以上の支援体制の充実が必要である。単身世帯の多い西成区の成年後見の申立においては、虐待事案ではない市長申立て件数も増えており、申立てにおける戸籍調査・親族関係図作成等には時間を要し 24 区同一の業務であることから、現在大阪市として進めている区役所業務の集約化対象として全市的に効率化を図るよう要望します。	
回答	
単身世帯の多い西成区の状況につきましては、予てから認識しているところであります。 本市では、成年後見制度に係る後見等開始の審判請求において、虐待事案等で早急に権利擁護を図る必要が発生した場合などで同時多発的な対応が必要な場合に、親族調査及び親族関係図の作成業務を専門職へ依頼できるようにするなどの体制整備に努めているところですが、その他の支援策等についても、引き続き「大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会」等において関係機関とともに検討を行ってまいります。	
担当：福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援）（電話：6208-7974）	

2.【継続】認知症高齢者の対応にかかるガイドラインの作成及び身元不明認知症高齢者の一時保護事業等の拡充について	
福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（認知症施策）	
本市で行っている一時保護事業の施設への移送の受入可能時間帯は、9:00～17:00 に限定されており、時間外の場合は高齢者が警察署で長時間待機することとなり高齢者の身体的な負担となる。高齢者虐待の一時保護事業では受入時間に制限がないことから、身元不明認知症高齢者の一時保護事業等についても受入時間の拡充を引き続き早急に検討していただきたい。	
回答	
警察署での保護が長時間にわたることは本人にとって負担となることから、関係機関と連携・調整、協力し、早期に身元が判明するよう引き続き取組を進めてまいります。	
担当：福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（認知症施策）（電話：6208-8051）	

3.【継続】地域包括支援センターの職員配置について

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケア）

複合する課題を抱えている高齢者や支援困難ケースは支援につながるまでに多くの時間と労力を要し対応が長期化するため、支援する地域包括支援センター職員への負担が大きくなっている。現在、高齢者人口による人員配置とは別に、総合相談件数や高齢者虐待対応件数などの指標を用いて、専門職一人当たりの業務量が多くなっている地域包括支援センターに人員の増配置を行っているとのことであるが、現状は十分であるとはいえない。さらに今後認知症高齢者は増加していくことが見込まれ、認知症を発症した場合は孤立等のリスクが高くなり、統計的にも 85 歳以上で有病率が格段に高くなることから、85 歳以上の介護サービス利用のない高齢者の数を指標に取り入れる等、西成区の実情を考慮した職員の加配を要望する。

回答

本市におきましては、よりきめ細やかなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築するため、概ね高齢者人口 1 万人に対して 1 か所となるよう地域包括支援センターを設置するとともに、地域により身近な相談窓口として、地域包括支援センターと連携しながら相談に応じる相談窓口（ブランチ）を設置しております。

地域包括支援センターへ配置する専門職に関しては、高齢者人口に応じた配置としておりますが、専門職一人当たりの業務量が多くなっている地域包括支援センターに対して人員の増配置を行うとともに、あいりんブランチに関しても地域の実情を踏まえ人員の増配置を行っております。

また、総合相談延べ件数増加など、地域包括支援センターが取り扱う業務が増加している状況にあることから、地域包括支援センター管理者会において意見交換を実施し、会議開催回数や準備資料などの見直しを実施するとともに、認知症強化型地域包括支援センターにおいても業務システムの導入など業務負担の軽減を図ってきたところです。

今後も、地域包括支援センターの管理者会等を通じて地域包括支援センターの意見を聴きながら、報告様式等の見直しを図るなど、さらなる事務の簡素化・効率化による業務負担の軽減に向け、引き続き、取り組みを進めていきます。

担当：福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケア）（電話：6208-8051）

西成区障がい者自立生活支援調整協議会
令和５年度の活動から 西成区から局への意見

４．【新規】「介護職員等による喀痰吸引等」制度に対する医療機関側の協力について

福祉局障がい者施策部障がい支援課

医療機関側が「介護職員等による喀痰吸引等」＝「医療的ケア」の制度を認知・理解しておらず、医療的ケアの対応が円滑に進まないという弊害が生じている。利用者が入院・手術により、胃ろう造設や気管切開などの処置を受けた場合、従前から利用していた障がい福祉サービス事業所が、喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアを実施することで初めて、退院後の地域生活の維持が可能となる。

退院と同時に「切れ目なく」医療的ケアを実施・提供するためには、入院中に喀痰吸引等の実地研修を行う必要があるが、入院先の医療機関における指導看護師の不在や「前例がない」ことなどを理由に、実地研修の受入れを断られるケースが多い。

こうした医療機関側の対応は、医療的ケアの制度や必要性に対する理解不足が大きく影響していると考えられる。医療的ケアが必要となった場合、在宅・地域生活を維持するために不可欠な、医療と福祉の連携が確実に図られるよう、福祉行政サイドからの、医療機関に対する医療的ケアの制度・必要性に関する周知・啓発の働きかけを強化するほか、医政当局への通報、医政当局から個々の医療機関に対する指導などの仕組みを整備するよう対応していただきたい。

回答

医療的ケア障害児者の地域生活支援の充実には、医療的ケアを行える介護職員等の養成・確保が非常に重要であることから、研修、認定特定行為業務従事者認定及び登録特定行為事業者登録等、制度全体について改めて周知徹底を図るとともに、研修費用の助成や研修を修了した職員配置を評価する報酬体系の創設について、他の政令指定都市とも調整しながら国に対しても要望を行っているところです。

また、喀痰吸引等の実地研修の実施にあたっては、事前に指導看護師となるための研修も必要となることから、医療機関に対しても、医療的なケアが必要な方に対する地域支援が図られるよう、必要な制度の案内や周知・啓発について努めてまいります。

担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話：06-6208-8245）

５．【新規】不適切な居住環境となっているゴミ屋敷問題について

環境局事業部事業管理課
福祉局生活福祉部地域福祉課

大阪市では「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」が平成２６年３月に施行されている。しかし、この条例は物品等の堆積により害虫や悪臭の発生、火災のおそれがあるなど周辺的生活環境が著しく損なわれている状況において適用されることとなっている。障がい福祉サービス事業所に相談があるケースはこの条例にあたらない状態、すなわち近隣住民には迷惑はかかっていないが自宅内に物が溢れかえって不適切な居住環境となっているいわゆる「ゴミ屋敷」状態のものが多く、相談件数が急増している。このようなケースにおいては福祉サービスを導入するまでに何度も訪問し、少しずつ信頼関係を築きながら片付けやごみ処理などを行っていく必要があるため、

時間的な拘束や、人的負担の増加、物が無くなった等のトラブルに発展することも少なくない。また、ごみの処分費や片付けなど専門業者に依頼する費用を捻出することが難しい人も多いことから大阪市として新たな枠組みなど施策の検討をしていただきたい。
回答
大阪市では、「いわゆるごみ屋敷」に対する相談については「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づいた対応を行っており、相談窓口につきましては、各区役所担当課となっています。区役所担当課では寄せられた相談に対し、必要に応じて調査等を行い、解決にむけた働きかけを行っています。 また、ごみの処分費については、生活保護法による生活扶助を受けておられる方にたいしては、所管の保健福祉センター所長の証明を受けたごみ等処理手数料免除申請書により、片づけごみ等の粗大ごみ処理手数料を免除しています。
担当：福祉局 生活福祉部 地域福祉課（電話：06-6208-7954） 環境局 事業部 事業管理課（電話：06-6630-3226）

6.【新規】トコジラミ（南京虫）の駆除について 健康局健康推進部生活衛生課 福祉局障がい者施策部障がい支援課
障がい福祉サービスを利用されている方で居室内でのトコジラミ被害が急増している。訪問者の靴などに付着し他の利用者の居室に持ち込んでしまうことも多く、トコジラミの駆除が完了するまで福祉サービスの利用休止を余儀なくされている。間違った方法での駆除や、専門業者を利用せず放置することで被害が拡大する恐れがあるが、専門業者の駆除費用は高額であり金銭的な余裕がない方は駆除できない現状である。 衛生害虫対策として大阪市保健所と連携し役割分担を明確にすることと、具体的に以下の内容を希望する。 ① 一般市民、事業者等への啓発ビラの配布 ② 各区の相談窓口の設置 ③ 一部駆除費用の補助（例）薬剤の防除・駆除等
回答
ねずみ・蚊・ハエ等の衛生害虫については、健康局において啓発ビラを作成し、各区役所の生活環境担当の窓口で配架しております。 生活環境担当の窓口では、衛生害虫についての相談等を受け付けており、ご自身で駆除する場合の方法をお伝えしています。ご自身で実施することが難しい場合は、駆除業者が多数登録されている一般社団法人大阪府ペストコントロール協会を紹介し、当該協会に在籍している業者を紹介してもらうよう助言しております。なおトコジラミに限らず衛生害虫の駆除については、健康局、福祉局において補助制度は設けておらず、ご自身の負担で実施いただくことになります。 今後も引き続き、各区生活環境担当において防除の啓発等を行ってまいります。
担当：健康局健康推進部生活衛生課（電話：06-6208-9981） 福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話：06-6208-8245）

7.【新規】 育児支援の送迎対象の拡大について

福祉局障がい者施策部障がい支援課

育児支援では未就学児の保育所等への送迎は認められているが、小学生以上の登校にかかる送迎は認められていない。また、移動支援で通学支援をこの間求めてきたが、「通年かつ長期にわたる外出」に該当するものとして認められていない。

不登校支援の施策が教育の分野からも出されているが、それだけでは不十分であり、登校に付き添える施策の充実が必要であると考えられるため、育児支援の中で送迎の対象を拡大する等の対応を求める。

回答

育児支援においては、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものとなっており、必ずしも小学生未満の子を育児している利用者だけを対象とはしておらず、利用者のサービス利用意向や障がいの特性、生活の状況、子どもの障がいの有無等、聴き取りをさせていただき、以下の①から③に該当する場合は個別に必要な支援を支給決定しているところです。

- ① 利用者（親）が障がいによって家事や付き添いが困難な場合
- ② 利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
- ③ 他の家族等による支援が受けられない場合

担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話：06-6208-8245）

8.【新規】精神科医療連携のシステム構築について

健康局

精神疾患は未治療や治療中断により症状が悪化し、緊急的な入院を要することも少なくない。症状が悪化している場合には早期の対応が必要であるが、未治療で主治医がいない場合等には支援者が医療機関の受入れ先を探すこととなり、受入れ先を確保することに苦慮することが多いのが現状である。特に、身体合併症があると精神科での受入れが困難となるため、身体科と精神科の両科から診療を断られ、受療に時間を要している。

大阪市における精神科医療に関しては、大阪市域だけで完結するものではなく、大阪府全域での検討が必要であるため、本市のみならず、大阪府と連携したシステムの構築が必要となる。

そのため、治療の中断や、未治療ケース、精神疾患が疑われるが診断のついていないケースについて、適宜スムーズに精神科医が往診し、緊急性の判断ができるシステムの構築や、身体合併症（疑いを含む）に緊急対応（相談）できる医療機関の確保、身体科と精神科の連携の仕組みづくりや、日中の受入れ先（空床）が確認できるシステムについて、大阪府と連携し検討をしていただきたい。

回答

身体合併症を持つ方の医療機関の確保につきましては、医療機関の開いていない夜間・休日は、本市では大阪府・堺市と共に精神科合併症支援システムの運営を行っております。

こちらは、二次医療機関等で身体科治療の終わった方のうち精神科病院での治療が必要と思われる方に対して、二次医療機関等が精神科病院へコンサルテーションや外来治療、入院治療を依頼できる仕組みとなっております。

また、精神科病院入院中に身体科治療が必要になった場合、平日昼間は合併症協力病院として精神科病床のある一般病院に転院受け入れを行っていただいております。

いずれも医療機関を通じてのご利用になる為、今後も事業の周知につきまして大阪府・堺市と共に連携してまいります。

担当：健康局健康推進部こころの健康センター（電話：6922-8520）

9. 【新規】精神障がい者やメンタルヘルスに課題を抱える方に関する普及啓発について
こころの健康センター

精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携により支援体制を構築し、地域共生社会を実現していく必要がある。そのためには、地域住民の精神障がいやメンタルヘルスへの理解が不可欠である。

精神疾患や精神障がいは、周囲に理解されにくく、社会においても教育現場等においても十分に理解されていないという状況がある。また、精神障がい者がおかれてきた歴史を鑑みても、今なお偏見がつきまとっている。

地域共生社会の実現のためには、地域で精神障がいやメンタルヘルスに課題がある人を見守る支援体制が必要であるが、十分に構築されておらず、見守り意識の醸成を図る必要があるため、地域住民（教育現場や企業等を含む）に対し、心のサポーターやゲートキーパーの養成を積極的に行い、地域全体で精神障がい者を支え、見守るしくみづくりや意識の醸成を図っていただきたい。

回答

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、地域住民の理解や支えも重要であり、地域住民に対する普及啓発を実施することが求められています。

こころの健康センターでは、市民に対する精神保健福祉に関する知識や精神障がいについての正しい知識の普及啓発として、こころの健康講座、ひきこもり市民講座、思春期関連問題市民講座等を行っています。また、自殺防止対策事業の取り組みの中で大学生や民生委員等を中心にゲートキーパー養成研修を実施しています。

さらにメンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対して可能な範囲で手助けをする、傾聴を中心とした支援者を養成することで地域住民への普及啓発を目的としてこころのサポーターを広げていく取組を行っています。まず、令和5年度に国が実施する「心のサポーター養成事業指導者養成研修」をこころの健康センター職員が受講し、心のサポーター養成研修指導者の資格を習得し、令和6年度にはその指導者による市民や学校PTA、企業等を始め広く市民に向けて心のサポーター養成講座を実施しています。

今後も引き続き、区保健福祉センターと連携し地域住民に対し精神障がいやメンタルヘルス等に関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。

担当：健康局健康推進部こころの健康センター（電話：6922-8520）

10. 【新規】居住地特例について

福祉局障がい者施策部障がい支援課

障がい福祉サービス等の支給決定は、原則として、障がい者又は障がい児の保護者の居住地の市町村が行うこととされているが、障がい者が障害者総合支援法に規定する特定施設に該当する施設に入所した場合、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、その支給決定は当該施設入所前の市町村が実施することとされる、居住地特例の仕組みがある。

共同生活援助等に入居する対象者は、日中は生活している住所地近辺の障がい福祉サービスを利用することが多いため、その土地の社会資源情報を熟知している相談支援専門員等がマネジメントを行うことが望ましい。居住地特例が適用される利用者について福祉サ

ービス事業所が行政手続きを行う場合、通常のサービス提供地域外の市町村に手続きを行うこととなる。市町村によって事務手続きのルールが異なるため、支援者としては仕組みが複雑であると感じるとともに非効率である。

とはいえ、共同生活援助等入居前の居住地に所在する相談支援事業所等では、入居先住所地の社会資源がわからないため、マネジメントが難しいという理由で受入れを敬遠する現状があり、居住地付近の相談支援事業所に受入れの依頼が多い。

行政機関の事務負担や財源負担軽減については理解できるが、訪問系や日中活動系サービスを利用することが多い共同生活援助については、利用する福祉サービス事業者の事務負担等の軽減のためにも、居住地特例の見直しを検討していただくよう国へ要望していただきたい。

回答

障がい福祉サービスの支給決定における居住地特例については、施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されており、各支給決定市町村において共通的に運用されているところであり、必要な仕組みであると考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

一方で、共同生活援助を利用する方については、ご指摘いただいているとおり、当該共同生活援助事業所の近隣にある相談支援事業所や訪問系サービス、日中活動系サービスを利用することも多く、申請手続き等については遠方の市町村担当課に対して行う必要があるなど、障がいのある方ご本人をはじめ利用調整を行う支援機関にとって負担となっている面もあります。

今回いただいたご意見を踏まえ、他の政令指定都市等とも意見交換をしながら、国に対して必要な意見提案を行ってまいります。

担当： 福祉局障がい者施策部障がい支援課 （電話：06-6208-8245）

**西成区児童虐待防止・子育て支援連絡会議
令和５年度の活動から 西成区から局への意見**

11.【継続】スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置の増について 教育委員会事務局教務部教職員人事担当・教育活動支援担当
核家族化の進展に伴い、要保護児童や要支援家庭が増加傾向にある中、学校運営にあたり、学校教員への負担を強いることとならないような人員配置を求める。 また、昨今注目されているヤングケアラーの課題解決のためには、社会資源の利用が必要不可欠であり、スクールカウンセラー（ＳＣ）が全小中学校に配置されたことで相談を聴く体制はできたが、課題がある児童の掘り起こしが進むことに伴い、次は、課題解決に向けて取り組んでいくための体制づくりが重要になってくる。スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）は、「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットの実施に伴い、各区１～２名が配置され、また令和５年度より、ヤングケアラーを早期に発見し、支援が必要な児童や世帯を見逃さない仕組みを構築するため、各区に１～２名増員されている。今後さらに増えていくと思われる不登校やヤングケアラー等の課題がある児童に確実に対応していくため、スクールソーシャルワーカーのさらなる増員、及び、学校の実情に応じた専属配置を求める。
回答
各学校の人員については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく基礎定数及び加配定数を活用して配置しており、今後も引き続き各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。
担当：教育委員会事務局教務部教職員人事担当（電話：6208-9125） 教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話：6208-9174）